

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 8 号

改正 平成 18 年 7 月 14 日条例第 65 号

〔児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第 1 号による改正〕

平成 19 年 10 月 19 日条例第 67 号

〔学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第 3 条による改正〕

平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号

〔北海道条例の整備に関する条例第 43 条による改正〕

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例をここに公布する。

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 推進体制の整備等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 基本的施策等（第 9 条—第 27 条）

附則

安全に安心して暮らせることは、道民すべての願いであり、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、道民生活や社会経済発展の基盤となるものである。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化は、本道においても住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識の希薄化や青少年の規範意識の低下などをもたらしており、それらを背景に、街頭におけるひったくりや強盗、住宅等へ侵入しての窃盗など、身近なところで発生する犯罪が増加し、道民生活に不安が広がってきている。

このため、道民一人ひとりがしっかりとした防犯意識を持ち、行政機関、事業者及び関係団体と協働し、基本的人権を侵害しないよう配慮しながら、犯罪の防止のための自主的な活動に取り組むとともに、地域の生活環境を犯罪が発生しにくいものへと改善していくことが重要である。

この北海道が、道民にとって、この地を訪れる人にとって、犯罪のない安全で安心な地域となるようたゆまぬ努力を傾けることを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全で安心な地域づくりに関する施策の総合的な推進を図り、もって道民及び観光客等が安心して暮らし、活動することができる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「犯罪のない安全で安心な地域づくり」とは、道民、事業者及び関係団体（以下「道民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動、道、市町村及び道民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全で安心な地域づくり（以下「安全で安心な地域づくり」という。）は、自らの安全は自らが創造していくという意識を基本として、道、市町村及び道民等の適切な役割分担による協働の下に一体となって推進されなければならない。

2 安全で安心な地域づくりは、犯罪の実態を考慮し効果的に推進されなければならない。

3 安全で安心な地域づくりは、本道を訪れる観光客等の安全の確保に配慮して推進されなければならない。

4 安全で安心な地域づくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、市町村と連携協力するとともに、道民等と協働して、安全で安心な地域づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、安全で安心な地域づくりに関する施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

(道民の責務)

第5条 道民は、安全で安心な地域づくりについての理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、安全で安心な地域づくりを推進するよう努めるものとする。

2 道民は、道が実施する安全で安心な地域づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、安全で安心な地域づくりについての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心な地域づくりに協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、道が実施する安全で安心な地域づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第7条 道は、安全で安心な地域づくりを総合的かつ効果的に推進するために必要な体制（次条第2項において「推進体制」という。）を道、市町村等の区域を単位として整備するものとする。

(推進方策の策定)

第8条 道は、安全で安心な地域づくりを総合的かつ計画的に推進するため、推進方策を策定するものとする。

2 道は、前項の推進方策の策定に当たっては、推進体制の意見に配慮するものとする。

第3章 基本的施策等

(広報及び啓発)

第9条 道は、安全で安心な地域づくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(道民等に対する支援)

第10条 道は、道民等による安全で安心な地域づくりを促進するために必要があると認めるときは、道民等に対し助言その他の支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第11条 道は、道民等が適切かつ効果的に安全で安心な地域づくりを推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、道民等が適切かつ効果的に安全で安心な地域づくりを推進できるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第 12 条 道は、市町村が実施する安全で安心な地域づくりに関する施策について、その求めに応じて、情報の提供その他の支援の措置を講ずるものとする。

(防犯活動推進地区)

第 13 条 道は、市町村の長の申出に基づき、安全で安心な地域づくりについて他の模範となると認められる当該市町村内の地域を防犯活動推進地区として指定し、当該地区における安全で安心な地域づくりに関し必要な支援の措置を講ずるものとする。

(児童等の安全の確保に関する指針)

第 14 条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)、同法第 124 条に規定する専修学校の高等課程及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒、幼児等に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(以下これらを「学校等」という。)における児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全の確保並びに児童等が通園、通学等に利用している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

一部改正〔平成 18 年条例 65 号・19 年 67 号〕

(学校等における児童等の安全の確保)

第 15 条 学校等を設置し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、学校等の施設内において児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等における安全対策の推進体制の整備)

第 16 条 学校等を管理する者は、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域住民、関係団体等の参加を求めて、当該学校等における安全の確保に関する推進体制を整備するよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第 17 条 通学路等を管理する者、学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、協働して、第 14 条の指針に基づき、当該通学路等において、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、避難誘導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全教育等の充実)

第 18 条 道は、学校等、家庭及び地域社会と協働して、児童等が犯罪に遭わないようにするための教育を充実するとともに、児童等が正しい規範意識を持ち、社会の一員として健全な生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第 19 条 道は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場(以下「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

(道路等に関する指針)

第 20 条 知事及び公安委員会は、共同して、道路等における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(駐車場等の設置者等の努力義務)

第 21 条 駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）を設置し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第 22 条 道は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

（住宅に関する指針）

第 23 条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

（住宅を建築しようとする者等の努力義務）

第 24 条 住宅を建築しようとする者及び住宅を所有し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（指針の策定手続）

第 25 条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第 14 条、第 20 条及び第 23 条の指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ道民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（表彰）

第 26 条 道は、安全で安心な地域づくりに特に功績があったと認められるものを表彰するものとする。

（財政上の措置）

第 27 条 道は、安全で安心な地域づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

一部改正〔平成 21 年条例 15 号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成 21 年条例 15 号〕

附則（平成 18 年 7 月 14 日条例第 65 号）

〔児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 10 月 19 日条例第 67 号）

〔学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成 19 年 12 月規則第 118 号で、同 19 年 12 月 26 日から施行）

附則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。